

提案第 1 3 号

保育事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異のある保育事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 公立で運営する保育園については、現行のとおりとする。

延長保育時間については、登園が一番早く、降園が一番遅い時間に統一する。

広域入所については、公私立全園を対象に実施する方向で調整し、委託先及び受託先は現行のとおりとする。

乳児保育については、当面現行のとおりとし、新市において実施する園を検討する。

- 2 公立保育園の行事及び検診方法については、稲沢市の制度に統一する。

- 3 特別保育事業については、合併時に稲沢市の制度に統一する。

なお、障害児保育については指定園方式とし、一時保育の利用料については稲沢市の制度に統一する。

- 4 公立保育園の給食は、当面現行のとおりとし、調理方式及び賄材料の購入方法については、新市において調整する。

また、給食費の無料化については、平成 1 6 年度をもって廃止する。

- 5 保育園の入園、退園等の基準、事務手続きは、稲沢市の制度に統

一する。

なお、保育料は、合併時に弾力徴収率 6.1%（現行の稲沢市の水準並み）に統一する。

ただし、中島郡祖父江町域については、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年度間で統一できるよう弾力徴収率を段階的に引き上げることとし、不均一徴収を実施する。

6 子育て支援事業については、稲沢市の制度に統一する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 12 保育事業の取扱い
調整の内容	<p>稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異のある保育事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公立で運営する保育園については、現行のとおりとする。 延長保育時間については、登園が一番早く、降園が一番遅い時間に統一する。 広域入所については、公私立全園を対象に実施する方向で調整し、委託先及び受託先は現行のとおりとする。 乳児保育については、当面現行のとおりとし、新市において実施する園を検討する。 2 公立保育園の行事及び検診方法については、稲沢市の制度に統一する。 3 特別保育事業については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 なお、障害児保育については指定園方式とし、一時保育の利用料については稲沢市の制度に統一する。 4 公立保育園の給食は、当面現行のとおりとし、調理方式及び賄材料の購入方法については、新市において調整する。 また、給食費の無料化については、平成16年度をもって廃止する。 5 保育園の入園、退園等の基準、事務手続きは、稲沢市の制度に統一する。 なお、保育料は、合併時に弾力徴収率61%（現行の稲沢市の水準並み）に統一する。 ただし、中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年度間で統一できるよう弾力徴収率を段階的に引き上げることとし、不均一徴収を実施する。 6 子育て支援事業については、稲沢市の制度に統一する。

【提案理由】

- 1 保育時間の延長及び広域入所の拡大については、保護者の保育ニーズに応える必要があるためである。
- 2 公立保育園の行事及び検診内容については、保育指針に適合した内容とするためである。
- 3 特別保育事業については、国又は県の補助制度等により実施されてきた経緯があり、児童福祉の向上を図るためである。
一時保育の利用料については、県の補助基準に準じて実施するためである。
- 4 公立保育園の給食については、市町の実情により自園方式と給食センター方式による相違があり、施設の建設を含めた検討が必要とされるためである。
給食費については、県内他市の現状に照らして適正な負担を求めるためである。
- 5 保育料については、県内他市の現状に照らして中庸の水準とし、保育事業の適正な運営に必要な負担を求めるものである。
- 6 子育て支援事業については、仕事と家庭の両立・育児支援等から必要とされるためである。

【法令・取扱通知等】

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

（児童相談所、福祉事務所及び保健所）

第18条の2 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として左の業務を行うものとする。

- 1 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 2 児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行い、及び個別的に又は集団的に、必要な指導を行うこと並びにこれらに附随する業務を行うこと。

（助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所）

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は 第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

第39条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

第48条の2 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

第51条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

1 第21条の6の措置に要する費用

1の2 第21条の10又は第21条の12の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用

2 第21条の25の措置に要する費用

3 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）

4. 保育の実施に要する保育費用（都道府県の設置する保育所に係るものを除く。）
5. 子育て短期支援事業の実施に要する費用
6. 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用
7. 市町村児童福祉審議会に要する費用

第56条

3 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

4～6省略

7 第4項又は第5項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかったため、都道府県又は市町村においてその費用を支弁したときは、都道府県知事又は市町村長は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかった額を徴収することができる。

児童福祉施設最低基準 抜粋（保育所設置の基準）

児童福祉施設最低基準とは、いわゆる認可保育所が最低満たされなければならないことが法令により義務づけられている職員配置、面積その他の基準です。

第32条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室又は遊戯室を3階以上に設ける建物は、次のイ及び八からチまでの要件に該当するものであること。
 - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
 - ロ 屋内階段のほか、幼児の避難に適した建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段が設けられていること。
 - ハ 地上又は避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。）に直通し、かつ、幼児の避難に適した建築基準法施行令（昭和25年政令第328号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段及び同条第2項各号に規定する構造の屋内階段が設けられて

この場合において、これらの階段は、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離及び遊戯室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室以外の部分と保育所の調理室及び当該建物の保育所以外の部分が建築基準法第2条第7項に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。

この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室、遊戯室その他幼児が出入りし、又は通行する場所に幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第33条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ること

(保育時間)

第34条 保育所における保育内容は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育内容)

第35条 保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第21条第1項に規定する健康診断を含むものとする。

(保護者との連携)

第36条 保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連携をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
公立保育園 運営	<p>1 保育所数 11園</p> <p>2 定員 1,080人</p> <p>3 入所人員 888人</p> <p>4 入所率 82.2%</p> <p>5 保育時間(延長保育時間)</p> <p>月～金 8:00～16:00 (7:45～18:00 7園実施)</p> <p>土 8:00～12:00 (7:45～13:30 7園実施)</p> <p>6 乳児保育 11園中2園実施</p> <p>7 広域入所</p> <p>委託先 一宮市(4人)、祖父江町(1人)、美和町(1人)、岐阜市(1人)</p> <p>受託先 公立保育園は受け入れていない。(私立保育園で一宮市始め12市町村から30人を受け入れしている。)</p> <p>(参考) 私立保育園 13園</p>	<p>1 保育所数 6園</p> <p>2 定員 660人</p> <p>3 入所人員 549人</p> <p>4 入所率 83.2%</p> <p>5 保育時間(延長保育時間)</p> <p>月～金 8:00～16:00 (7:30～19:00 3園実施)</p> <p>土 8:00～12:00 (7:30～13:00 3園実施)</p> <p>6 乳児保育 6園中3園実施</p> <p>7 広域入所</p> <p>委託先 稲沢市(2人)、津島市(1人)、平和町(1人)、美和町(1人)、飛島村(1人)、</p> <p>受託先 稲沢市(1人)、尾西市(1人)、八開村(1人)、佐織町(3人)、佐屋町(1人)</p> <p>(参考) 私立保育園 なし</p>	<p>1 保育所数 3園</p> <p>2 定員 330人</p> <p>3 入所人員 302人</p> <p>4 入所率 91.5%</p> <p>5 保育時間(延長保育時間)</p> <p>月～金 8:00～16:00 (8:00～18:00 三宅・法立) (7:30～19:15 六輪)</p> <p>土 8:00～12:00 (8:00～12:30 三宅・法立) (7:30～12:30 六輪)</p> <p>6 乳児保育 3園中3園実施</p> <p>7 広域入所</p> <p>委託先 稲沢市(3人)、佐屋町(1人)</p> <p>受託先 祖父江町(1人)、津島市(1人)、岩倉市(2人)</p> <p>(参考) 私立保育園 なし</p>	<p>公立で運営する保育園は、現行のとおりとする。</p> <p>延長保育については、登園が一番早い時間、降園が一番遅い時間に統一する。</p> <p>広域入所については、公私立全園を対象に実施する方向で調整し、委託先及び受託先は現行のとおりとする。</p> <p>乳児保育については、当面現行のとおりとし、その後については新市において検討する。</p>
公立保育園 行事	<p>1 入園式 4月4日</p> <p>2 卒園式 3月26日</p> <p>3 社会見学</p> <p>4 園行事</p> <p>5 検診</p> <p>内科検診 年2回</p> <p>歯科検診 年1回</p> <p>ぎょう虫検査 年1回</p> <p>尿検査 年1回</p>	<p>1 入園式 4月3日</p> <p>2 卒園式 3月25日</p> <p>3 社会見学</p> <p>4 園行事</p> <p>5 検診</p> <p>内科検診 年2回</p> <p>歯科検診 年2回</p> <p>ぎょう虫検査 年1回</p> <p>尿検査 年1回</p>	<p>1 入園式 4月5日</p> <p>2 卒園式 3月25日</p> <p>3 社会見学</p> <p>4 園行事</p> <p>5 検診</p> <p>内科検診 年2回</p> <p>歯科検診 年2回</p> <p>ぎょう虫検査 年1回</p> <p>尿検査 年1回</p> <p>フッ素塗布(自費) 年2回</p>	<p>稲沢市の制度に統一する。</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
公立保育園 特別保育	<p>1 障害児保育事業 2園実施 障害児指定園方式 大塚、国分保育園(各園定員 9 人) 園児 2人まで 保育士1人 園児 3人から5人まで 保育士2人 園児 6人から9人まで 保育士3人 判定委員会年1回開催 (判定委員8名)</p> <p>2 一時保育促進基盤整備事業 私立保育園2園で実施 ・保育時間月～金 8:00～16:00 土 8:00～12:00 ・利用料 3歳未満児 1,800円 3歳児 800円 4歳以上児 700円</p>	<p>1 障害児保育事業 6園実施</p> <p>2 一時保育促進基盤整備事業 1園実施 ・保育時間月～金 8:00～16:00 土 8:00～12:00 ・利用料 3歳未満児 1,360円 3歳児 1,060円 4歳以上児 870円</p>	<p>1 障害児保育事業 1園実施</p> <p>2 一時保育促進基盤事業 実施園なし</p>	<p>合併時に稲沢市の制度に統一する。 ただし、障害児保育事業については、合併時に指定園以外の保育園に在園している児童がいる場合は、その児童が卒園するまでは現行のとおりとする。 一時保育の利用料は稲沢市の制度に統一する。</p>
公立保育園 給食	<p>1 自園方式</p> <p>2 専任栄養士 1名 公私保育園同一献立</p> <p>3 賄材料購入 市内業者から購入、取扱のない商品は市外から購入</p> <p>4 1食当りの経費(人件費除く) 222円</p> <p>5 細菌検査(〇-157含む) 調理員 月2回、保育士月1回実施</p> <p>6 離乳食・アレルギー等による除去食実施</p> <p>7 強化磁器、強化ガラス、ポリプロピレン素材の食器使用</p>	<p>1 給食センター方式</p> <p>2 専任栄養士 1名</p> <p>3 賄材料購入 町内外を問わず見積入札で購入</p> <p>4 1食当りの経費(人件費除く) 217円</p> <p>5 細菌検査(〇-157含む) 調理員 月2回、保育士 月1回</p> <p>6 離乳食・アレルギー等による除去食実施</p> <p>7 ポリプロピレン素材の食器使用</p>	<p>1 給食センター方式</p> <p>2 専任栄養士 1名</p> <p>3 賄材料購入 町内外を問わず見積入札で購入</p> <p>4 1食当りの経費(人件費除く)215円</p> <p>5 細菌検査(〇-157含む) 調理員 月2回、保育士 月1回</p> <p>6 離乳食・アレルギー等による除去食実施</p> <p>7 ポリプロピレン素材の食器使用</p>	<p>当面現行のとおりとし、給食の調理方式、賄材料の購入方法については、新市において調整する。 給食費の無料化は、平成16年度をもって廃止する。</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	8 給食費(3歳以上幼児の主食代月額760円)補助なし、父母の会が現金で徴収	8 給食費(全園児の副食、おやつ)1食当たり6円補助あり、平成15年10月1日から給食費(3歳以上幼児の主食代月額992円)の無料化を導入	8 給食費(3歳以上幼児の主食代月額750円)補助なし、保育料と同時に口座振替で徴収	
保育園入退園・保育料等事務	<p>1 原則月単位入所 月途中入所有(日割り計算適用)</p> <p>2 広域入所実施</p> <p>3 保育料 所得税額、市民税額により10段階区分 所得税額 160,000円～408,000円未満の場合 3歳未満児 43,000円 3歳以上児 21,000円</p> <p>・弾力徴収率(平成15年7月1日現在) 61.17%</p> <p>・母子家庭及び障害者家庭の軽減措置あり</p> <p>・2名以上入園の場合の軽減措置あり 2人目半額、3人目以降1/10適用</p> <p>4 保育料電算システム 日本電子計算(株)</p> <p>5 保育料の納付方法 月末納付、納付書は月途中以外は、4、7、10、1月の15日に3か月分を発送 口座振替 64%、自主納付 36% 口座振替日 原則 月末日</p> <p>6 保育所定員の弾力化適用</p> <p>7 平成14年度末滞納繰越額 5,201,950円</p>	<p>1 月途中入所 有(日割り計算適用)</p> <p>2 広域入所実施</p> <p>3 保育料 所得税額、町民税額により7段階区分 所得税額 160,000円～408,000円未満の場合 3歳未満児 19,000円～26,000円 3歳児 14,300円～20,000円 4歳以上児 11,700円～16,400円</p> <p>・弾力徴収率(平成15年7月1日現在) 43.47%</p> <p>・母子家庭及び障害者家庭の軽減措置なし</p> <p>・2名以上入園の場合の軽減措置あり 2人目半額、3人目以降1/10適用</p> <p>4 保育料電算システム 日本電子計算(株)</p> <p>5 保育料の口座振替実施(全園児) 口座振替日 原則 15日</p> <p>6 保育所定員の弾力化適用</p> <p>7 平成14年度末滞納繰越額 0円</p>	<p>1 月途中入所 有(日割り計算適用)</p> <p>2 広域入所実施</p> <p>3 保育料 所得税額、町民税額により17段階区分 所得税額 160,000円～408,000円未満の場合 3歳未満児 33,600円～38,800円 3歳児 19,200円～20,800円 4歳以上児 17,400円～19,000円</p> <p>・弾力徴収率(平成15年7月1日現在) 56.30%</p> <p>・母子家庭及び障害者家庭の軽減措置あり</p> <p>・2名以上入園の場合の軽減措置あり 2人目半額、3人目以降1/4適用</p> <p>・一部の階層で固定資産税額を付加して認定</p> <p>4 保育料電算システム 日本電子計算(株)</p> <p>5 保育料の口座振替実施 口座振替 92%、自主納付 8% 口座振替日 原則 10日</p> <p>6 保育所定員の弾力化適用</p> <p>7 平成14年度末滞納繰越額 0円</p>	<p>保育の入退園等の基準、手続等は合併時に稲沢市の制度に統一する。</p> <p>保育料は、合併時に弾力徴収率61%(現行の稲沢市の水準並み)に統一する。</p> <p>ただし、中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年度間で保育料を統一できるよう弾力徴収率を段階的に引き上げることとし、不均一徴収を実施する。(受益者の住所要件を要する。)</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
子育て支援	<p>1 地域子育て支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成9年5月1日子生和保育園に開設 ・事業内容 育児講座、電話相談、来所相談、ことばの相談、1日保育士体験 サークル支援、子育て情報誌発行 絵本、育児書、ビデオ貸し出し 遊び場開放、子育て支援活動PR <p>2 ファミリー・サポート・センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年7月1日子生和保育園に開設 ・仕事と家庭の両立支援による子育て支援(国基準 人口10万人当たり1か所) ・会員数207人 <ul style="list-style-type: none"> 依頼会員 111人 援助会員 57人 両方会員 39人 ・活動件数 月50~80件 ・登録料無料 講習会受講必要 <p>3 公立保育園余裕保育室開放事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年4月1日開設 大里西保育園 乳児室 ・平成15年4月1日開設 清水保育園 乳児室 ・利用日 週1回 ・利用時間 10:00~12:00 ・利用料 無料 	実施していない	実施していない	稲沢市の制度に統一する。

【先進事例】

新設合併	東かがわ市 (15.4.1)	保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。
	宗像市 (15.4.1)	保育所については、両市町において合併までに必要な認可保育所の確保に努める。保育所、保育料及び特別保育事業については、宗像市の例により調整する。学童保育事業については、宗像市の例により調整する。
	周南市 (15.4.21)	保育料は、新南陽市の例により調整する。ただし、保育料徴収金額表については、国の徴収基準を参考に新市に移行後、速やかに調整する。
	瑞穂市 (15.5.1)	<p>普通保育について、保育料については、階層区分は、国の階層区分基準の7段階とし、年齢区分は、国の基準の3歳未満児、3歳以上児とする。料金については、表第1のとおりとする。保育時間については、平日午前8時から午後4時まで、土曜日午前8時から午前12時までとする。対象児は10ヶ月児から5歳児、未満児保育実施施設は現行のとおりとする。</p> <p>早朝保育について、実施施設は、現行のとおりとし、保育時間は、午前7時30分から午前8時までとする。</p> <p>長時間保育について、実施施設は、現行のとおりとし、保育時間は、午後4時から午後5時までとする。巢南町の長時間保育料は、新市においては廃止する。</p> <p>延長保育については、保育時間は、午後5時から午後7時までとする。実施施設は現行のとおりとし、対象児は、10ヶ月児から5歳児までとする。保育料については、A階層0円、B階層1,000円、C及びD階層5,000円とする。</p>
編入合併	呉市 (15.4.1)	原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。
	新居浜市 (15.4.1)	別子山村の保育所については、地域性を考慮し新居浜市のへき地保育所として引き継ぐものとし、保育料については、当面、月額4,000円とする。
	新発田市 (15.7.7)	<p>保育料については、平成15年度は、両市町それぞれの保育料を適用し、平成16年度から新発田市の階層区分に統一する。ただし、経過措置として、増額となる階層については、平成16年度から17年度にかけて階層間の増額差額を、2分の1ずつ段階的に引き上げる。なお、同一世帯から2人以上入園している場合の減額措置については、3人目以降の料金を、平成16年度から無料とする。</p> <p>延長保育については、合併時、新制度を適用する。利用料については、豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。</p> <p>一時保育については、新発田市の制度を適用する。</p> <p>ただし、利用料については豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。</p>
	田原市 (15.8.20)	<p>保育所については、現行のとおりとする。なお、保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から田原町の制度に統一する。</p> <p>特別保育事業については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>その他保育に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ新市において調整するものとする。</p>